

神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第60号

神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則

神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則（平成5年3月規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請） 第6条 [略] 2 [略] 3 市長は，申請書に次に掲げる書類及び図面（許可の更新の申請の場合において，第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め，当該書類又は図	（一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請） 第6条 [略] 2 [略] 3 市長は，申請書に次に掲げる書類及び図面（許可の更新の申請の場合において，第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め，当該書類又は図

面により当該申請の内容を審査したときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法人である場合には、
定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、
申請者及び法第7条第5項第4号ルに規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の申請)

第15条の2 [略]

2 [略]

3 市長は、申請書に次に掲げる書類及び図面（指定の更新の場合にあっては、第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め、当該書類又は図面により当該申請の内容を審査したときでなければ、指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

面により当該申請の内容を審査したときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法人である場合には、
定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号リに規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、
申請者及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の申請)

第15条の2 [略]

2 [略]

3 市長は、申請書に次に掲げる書類及び図面（指定の更新の場合にあっては、第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め、当該書類又は図面により当該申請の内容を審査したときでなければ、指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法人である場合には、
定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、
申請者及び法第7条第5項第4号ルに規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の基準)

第15条の3 市長は、一般廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者から省令第2条第2号に規定する指定の申請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(9) [略]

2 市長は、一般廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から省令第2条の3第2号に規定する指定の申

(8) 申請者が法人である場合には、
定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号リに規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、
申請者及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の基準)

第15条の3 市長は、一般廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者から省令第2条第2号に規定する指定の申請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までのいずれにも該当しないこと。

(9) [略]

2 市長は、一般廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から省令第2条の3第2号に規定する指定の申

請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(9) [略]

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(11), (12) [略]

(指定の取消し)

第15条の9 市長は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生利用業の指定を取り消すものとする。

(1) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) [略]

2 [略]

請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(9) [略]

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(11), (12) [略]

(指定の取消し)

第15条の9 市長は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生利用業の指定を取り消すものとする。

(1) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) [略]

2 [略]

様式第2号から様式第4号までの様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改める。

様式第5号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に、

「

処理方式。構造及び設備

」を「

処理方式、構造及び設備

」

に改める。

様式第7号から様式第11号までの様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改める。

様式第13号及び様式第15号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」

」に改める。

様式第15号の2中「氏名 ④」を「氏名 ⑤」

「
に、
廃棄物の種類、
状態等
」
を
「
廃棄物の種類、
状態等
」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の様式による申請書その他の書類は，この規則による改正後の神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の様式による申請書その他の書類とみなして，当分の間，なお使用することができる。